

利用規約

第1条（適用範囲）

HOMI式最効フードコーチング会員会則（以下「本会則」といいます。）は「HOMI式最効フードコーチング」（以下「本サービス」といいます。）の会員および本サービスに入会しようとする方に適用します。

第2条（目的）

本サービスは、会員が本サービスを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本サービスのすべては、「高杉保美」（以下「当社」といいます。）が経営します。

第4条（会員制）

本サービスは会員制とし、会員に対し、本サービスを提供いたします。

第5条（入会資格）

本サービスの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1) 本会則及び「プライバシーポリシー」「全額返金保証規約」に同意した方。
- (2) 満16歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
- (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）の関係者でない方。
- (4) 過去に当社より除名の通告を受けていない方。
- (5) 過去に一ヶ月間全額返金保証制度の適用を受けていない方。

第6条（入会手続き）

1. 本サービスに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。

- (1) 所定のWebページより、本会則及び「個人情報保護方針」に同意した上で入会申込みを行っていただきます。
- (2) 当社は、支払いの完了をもって、入会の承諾を行います。
- (3) 会員区分に従い、第9条に定める諸費用を当社に払い込みいただきます。

会員区分

- ①単月コース
- ②3ヶ月コース
- ③6ヶ月コース
- ④9ヶ月コース

2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとし、

第7条（変更手続き等）

当社より会員あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の連絡先あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って管理します。

第9条（諸費用）

1. 会員は、当社に対し、当社が別途定める期日までに、コース費用等当社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます。）をお支払いいただきます。
2. 会員は、実際のサービスの利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3. 一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、第17条に定める中途解約、第18条に定める除名及び第21条に定める30日間全額返金保証 制度適用の場合は除きます。

第10条（会員資格の取得） 第6条の入会手続きが完了し、本サービスが発行初回カウンセリングを行ったときに、会員資格を取得するものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本サービスの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。

また、本サービスの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。

第12条（その他会員以外のサービス利用）

当社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

第13条（禁止事項）

会員は、本サービス利用において次の行為をしてはいけません。

- （1）他の会員やスタッフを誹謗、中傷する行為。
- （2）他の会員やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- （3）他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- （4）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- （5）その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第14条（免責）

会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、当社は一切関与いたしません。

第15条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- （1）第18条により除名されたとき。

(2) 第21条に定める30日間全額返金保証制度を適用したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 当社が入会手続きをした本サービスを第19条により閉鎖したとき。

(5) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続（将来制定される手続きを含みます。）開始の申立てがあったとき。

第16条（有効期限の延長）

会員は、コースの有効期限後も本サービスの利用を継続した場合は申告し再度料金の支払手続きを済ませれば有効期限を延長できるものとする。

第17条（中途解約）

1. 会員は、お申込みされたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申出により解約されます。

2. 前項により会員が契約を中途解約した場合、当社は、解約対象コースについて会員が当社と割賦販売契約を締結していた場合を除き、会員に対し、諸費用のうちコース費用について、次の (i) から (ii) を減じた金額を返還いたします。コース費用以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

(i) 当該コースの費用全額を、予定本サービス有効期間（有償のものに限ります。本条において以下同様です。）で割った金額に、当該本サービス有効期間全日から中途解約時点までに会員が経過した本サービス有効期限を減じた回数に乗じた金額

(ii) 上記 (i) の10%相当額または20,000円のいずれか低い金額

3. 前項により会員が契約を中途解約した場合であって、解約対象コースについて会員が当社と割賦販売契約を締結していたときには、当社は、当該中途解約時点までに会員が実施していない本サービス期間（以下「残りのサービス期間」といいます。）に対するコース費用に係る賦払金を請求できません。ただし、当該中途解約時点までに実施した本サービスに対するコース費用に係る賦払金であって、会員が未払いのものについてはなお請求できるものとします。

4. 前項の場合において、解約が初回トレーニング実施後であるときには、会員は、当社に対し、割賦販売手数料（割賦提供価格と現金提供価格の差額）を支払わなければなりません。

5. 第3項の場合において、当社が残りのサービス期間に対するコース費用に係る賦払金を受領済みである場合には、当社は、会員に対し、当該金額を速やかに返還します。

第18条（除名）

1. 当社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本サービスから除名することができます。除名された会員は、以後本サービスの利用が一切できません。

(1) 第5条の入会資格を喪失したとき。または、入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。

(2) 本会則および施設内諸規則に違反したとき。

(3) 他の会員やスタッフを誹謗、中傷し、本サービスに被害の届出があったとき。

(4) 他の会員やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。

(5) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。

(6) 割賦利用による諸費用の支払いを連続して2ヶ月間怠ったとき。

(7) 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。

(8) その他当社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項各号に基づき除名された場合には、当社は、会員に対し、前条各号に定める中途解約の場合の諸費用の返還に準じ、諸費用の一部を返還いたします。

第19条（休業および停止）

当社は、次に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または本サービスの休止/停止（以下「休業等」といいます。）をすることができます。休止等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

・事業譲渡その他本サービスの運営事業の承継、本サービスの運営事業の撤退その他重大な事由により、休止等がやむを得ないとき。

第20条（利用の禁止）

会員が次に該当するときは、本サービスの利用を禁止します。

・暴力団関係者であるとき。

第21条（全額返金保証制度）

1. 当社は、会員から返金の申し出があった場合、次の各項と全額返金保証規約に従って、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、会員は本サービスを退会したものとみなします。

2. 前項に定める返金の手続きは、電子メールでお問い合わせの上書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、その他の手段による手続きには応じかねます。

3. 会員が当社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返金いたします。

4. 会員による当社への返金の申し出は、入会時に契約したコースの初回カウンセリング実施日から35日以内に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとします。

5. 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた会員は、以降本サービスを一切利用できません。

6. 前各項の規定に関わらず、当社が販売する物品については、第1項に基づく全額返金の対象外です。

第22条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 当社は、会員が負担すべき諸費用について、当社が必要と判断したときは変更することができます。

2. 当社は、本サービス運営システムを、当社が必要と判断したときは変更することができません。

3. 前二項の場合、当社は1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第23条（本会則等の改訂）

当社は、本会則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、当社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本会則の効力は全会員に及ぶものとしします。

第24条（告知方法）

本会則における会員への告知は、当社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとしします。

第25条（管轄の合意）

本会則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。